

本市の通級指導教室及び医療的ケアに係る取組状況について

1 通級指導教室の運営について

(1) 通級指導教室

通級による指導とは、子どもの自立をめざし、障がいによる困難を改善・克服するために、特別の教育課程編成し、一人ひとりの障がいの状況に応じた指導を行う。

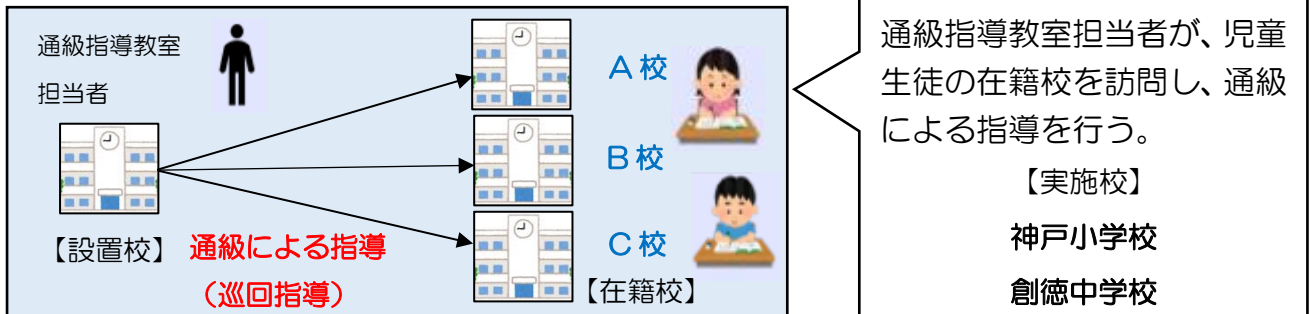
(2) 本市の通級指導教室

①自校通級・・・児童生徒の在籍校に通級指導教室が設置されており、その教室に通って指導を受ける形態

②他校通級・・・児童生徒の在籍校に通級指導教室が設置されておらず、他校に設置されている通級指導教室に、通級して指導を受ける形態

本市では、昨年度までは、自校通級及び他校通級指導を行ってきたが、本年度、指導者が増配置されたことから、神戸小学校及び創徳中学校において巡回指導を開始した。

(3) 巡回指導



ア 実施状況（令和5年12月15日時点）

設置校	神戸小学校	創徳中学校
実施	2校10名を対象に巡回指導	5校11名を対象に巡回指導

イ 成果 中学校では、緊急性のある生徒を巡回指導へとつなげることができた。

ウ 課題 通級指導教室担当者の負担が大きいことから、通級指導教室が設置されていない全ての学校に巡回指導を拡大することは困難である。

(4) アウトリーチ



ア 実施状況

通級による指導を受けている児童生徒、学校や保護者から要望があった児童生徒及び新規児童生徒を対象に観察を行う等、各校の実態に応じて対応することができた。

イ 成 果

- ・通級指導教室担当者が、通級による指導を受けている児童生徒の在籍校での様子を丁寧に把握することができ、通級指導教室での指導に生かすことができた。
- ・通級指導教室担当者が担任に指導助言を行い、通常学級での支援方法について協議することができた。

ウ 課 題

- ・在籍校及び設置校との連携を強化しながら、定期的にアウトリーチを行い、落ち着いた児童生徒への効果的な支援方法を模索していく必要がある。
- ・管理職員や在籍校へのアウトリーチに係る認識が不十分であることから、活用促進を図ることができるような周知が必要となる。

2 学校における医療的ケアについて

(1) 鈴鹿市医療的ケア運営協議会設置の経緯

- ア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）
 - ・国及び地方公共団体は医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。（第10条第1項）
- イ 「医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）」
 - （4）教育を行う体制の拡充等・・・地方公共団体が行う措置
 - ・医療的ケアに係るガイドラインの策定
 - ・医療的ケアに知見のある医師や看護師等の関係者から構成される会議体の設置

(2) 鈴鹿市医療的ケア運営協議会の設置

ア 目的

医療的ケアの実施体制の整備を推進し、医療、保育、教育を担当する機関が緊密な連携を図るため。

イ 構成員

医師、医療的ケア児在籍校長、子ども育成課、学校教育課、教育指導課

ウ 協議内容

	実施日	協議内容
第1回	7月 6日（木）	・鈴鹿市医療的ケア運営協議会設置について ・鈴鹿市における医療的ケアの現状について ・「鈴鹿市立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」及び様式について
第2回	11月16日（木）	・「鈴鹿市立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」及び様式について
第3回	3月21日（木）	・医療的ケアの実施状況や課題等について

※ 第3回については、看護師等がオンラインで参加する予定